

## 公益財団法人秋田県国際交流協会におけるインターンシップに関する協定書

公益財団法人秋田県国際交流協会インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第 4 条の規定に基づき、公益財団法人秋田県国際交流協会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙に在籍する学生（以下「インターン」という。）に実習等をさせることに関し、次のとおり協定を締結する。

### 1 趣旨

甲は、インターンの就業意識の向上に寄与するとともに、県内の国際交流や多文化共生に関する様々な取組への理解を深めてもらうため受け入れるものとする。

### 2 対象者等

甲が受け入れるインターンの氏名、受入期間及び場所は別紙「インターンシップ対象者名簿」のとおりとする。

### 3 実習時間

実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く。）の午前 10 時から午後 4 時までとする。

### 4 インターンの服務等

- (1) インターンは協会職員の身分を有しないが、対外的に協会の信用を傷つけ、又は協会の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (2) インターンは、実習時間中、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (3) インターンは、実習時間中、協会職員が遵守すべき法令等を同じく遵守し、指導監督等を担当する職員（以下「協会担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。
- (4) インターンは、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を外部に漏らしてはならない。インターンシップ終了後においても同様とする。
- (5) インターンは、実習の成果として論文等を外部に発表する場合には、事前に協会の承認を得なければならない。
- (6) インターンは、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ協会担当者にその旨を連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後、速やかに協会担当者にその旨連絡しなければならない。

### 5 報酬等

甲は、インターンに対して、報酬・賃金、居住地から実習地までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

### 6 インターンシップ中における事故責任等

- (1) インターンは、インターンシップ中の事故に備え、傷害保険及び損害賠償保険に加

入しておくとともに、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- (2) 乙及びインターンは、実習生が故意又は過失をもって要綱第6条の規定に反する行為により、甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

#### 7 インターンシップの中止

甲は、次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、インターンシップを中止することができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとする。

- (1) インターンが第6条の規定による服務義務に従わない場合、その他実習等を継続することが困難であるとき。  
(2) 実習等を継続することにより、協会の業務に支障が生じる、又はその恐れがあるとき。  
(3) インターンシップにおける目標の達成が明らかに困難であると認められるとき。

#### 8 その他

この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、当事者双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 秋田県秋田市中通2丁目3番8号  
公益財団法人秋田県国際交流協会  
理事長 鈴木 健太

乙